

# 会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

平成 23 年 6 月 17 日 (第 8 日目)

議 長 (青木幸保君)

ただいまから、平成 23 年第 2 回平泉町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第 1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、畠山寛二議員。

9 番、畠山寛二議員。

9 番 (畠山寛二君)

閉会中の継続調査申し出をいたします。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出するものであります。記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、(1) 公共施設についてでございます。よろしくお願ひします。

議 長 (青木幸保君)

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第 74 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長(青木幸保君)

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部幸一議員。

10番、阿部幸一議員。

10番(阿部幸一君)

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、(1)特産品の開発・加工・販売について、(2)転作の対策について。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(青木幸保君)

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長(青木幸保君)

日程第3、請願第1号、保険料の値上げに直結する国保「広域化」に反対する意見書提出を求める請願及び日程第4、請願第4号、長島保育所建設に伴う町内職人施工を求める請願並びに日程第5、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注についてを一括議題とします。

この請願及び陳情について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、畠山寛二議員。

9番、畠山寛二議員。

9 番（畠山寛二君）

請願・陳情審査報告をいたします。

3件連続、朗読をもって報告したいと思います。

本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

請願第1号、件名は、保険料の値上げに直結する国保「広域化」に反対する意見書提出を求める請願であります。委員会の意見として、未だ制度の全容が不明瞭と、こういう内容で、委員会として不採択すべきものと決しましたので報告します。

請願第4号、件名は、長島保育所建設に伴う町内職人施工を求める請願でございます。審査の結果、採択すべきものと決しました。

陳情第1号、件名、町営建設工事の町内業者への優先発注について、審査の結果は採択すべきものと決しました。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

これから請願第1号、保険料の値上げに直結する国保「広域化」に反対する意見書提出を求める請願を採決します。

6番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

議事進行についてですが、その前にちょっと原案に賛成する立場から委員会の意見について若干説明をお願いしたいというように思います。というのは、意見書にあるように値上げに直結するということが分かっている、これ意見は制度が不明だと、それは新聞報道とかそういったような段階で、不明なのはそのとおりですが、ただ、そういう段階で議会の判断はしなければならないというのが請願・陳情の趣旨なのですね。ですから、不採択なら不採択でもいいのですが、そういう線を審査しなかったら全然、法律が出てきてから請願を出す馬鹿はいないわけですからね。ですから、そういう面で不確実な線の時点で請願とか陳情とかというのは出てくるもので、それに対する議会の態度はどうなのだと、運動としてね、例えばそういう国保が一括広域化すると自治体の意思に関係なく、それぞれの自治体の意思に関係なく国保料が値上がりされるというようなこと、それから道州制の問題とかそういうのも絡んでいてこのような請願が出てきているわけですね。そういう線をどのように審議したのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

それでは、委員長、9番、畠山寛二議員、報告願います。

9 番（畠山寛二君）

それでは、今6番、小松代智議員から報告の委員会の内容ということでございますので、委員会で審議した内容、全部とは申しませんが、主なものを申し上げたいと、このように思っております。

委員会の意見として今報告しましたが、未だ制度の全容が不明瞭であると、こういう大きなあれは大元でございまして委員会は不採択としたものでございます。それで、書面にも書いてあり

ますけれども、現在、政府は政府の責任分担について考えを示していないのですね、グラグラしていると、そういう実情、現状でございます。その理由の中に、まず一つは国保が広域化されれば以下のことが想像されると。想像でこういう意見書をまとめてはいかなものかというご意見が一つ出ております。こういうことだからこうせいと、こういう意見が大事ではないのかと、想像で物事をやるのはいかな、これは意見でございますから。それから二つ目は、累積赤字を解消するため徴収強化と保険料の値上げが懸念されると、これも想像と同じ懸念、心配という意味でございますけれども、これについては断固反対するくらいの強い意見書であれば良いのかと、こんなご意見が出ております。三つ目は、自治体独自の減免制度が廃止されるだろうという予想、例えば天災、失業、事業休止か、あるいは所得の激減など乳幼児医療助成ですね、この制度も廃止されるだろうという予想で意見書は出されております。こういう予想とか懸念とか想像でなくともう少し、やはり政府を動かすものでございますから吟味してあるべきではないのか、中には時期がちょっと、政府が決まっていなくて時期尚早ではないのかと、こんな意見も出ております。したがって、挙手をもってやったら委員会としては不採択というふうに決したことを報告しました。以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

もう少し吟味していただければと思いましたが、いずれ想像とか何とかと言いますけれども、想像ということではなくて意見ですからね、これも。違った意見だから想像ではないか、ああではないかという、そういう考え方というのはおかしいと思うのですよ。やはりこれはこれなりの意見ですから、広域になったら、今でも保険税が滞納している、それで病院にかかれない、短期保険証の交付がものすごく増えている、都会は特にそうなのですね。ですから、そういったような実態を踏まえて、市町村はお手上げになっているから県にまとめて、県の剛健で徴収をしましよとか、病院にかかろうがかかるまいが、県段階だと文句いかないわけですよ。各自治体だと文句は来ますけれどもね。県段階の大きな段階になればなるほど、広域になればなるほど文句なんか一つもいきません。そういう面で、もう泣き泣き病院にもかかれないという実態が出てくると、そういうことがもういろんな書面ではっきりしているわけですよ。それらを抜きにして単に不明確だというような段階でやるというのはとても忍びがたいところでございます。それ以上答弁はないのだろうと思えますからそれ以上求めませんが、そういうことを意見として申し上げておきたいと思えます。よろしく。

議長（青木幸保君）

それでは、これから請願第1号、保険料の値上げに直結する国保「広域化」に反対する意見書提出を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、保険料の値上げに直結する国保「広域化」に反対する意見書提出を求める請願を

採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長(青木幸保君)

起立少数。

したがって、請願第1号、保険料の値上げに直結する国保「広域化」に反対する意見書提出を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第4号、長島保育所建設に伴う町内職人施工を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、請願第4号、長島保育所建設に伴う町内職人施工を求める請願は、採択と決定しました。

次に、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(青木幸保君)

挙手多数。

したがって、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注については、採択と決定いたしました。

---

議長(青木幸保君)

日程第6、請願第3号、平泉商工会館改修についての請願書を議題とします。

この請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部幸一議員。

10番、阿部幸一議員。

10番(阿部幸一君)

請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願3号、件名、平泉商工会館改修についての請願書、審査の結果、採択すべきもの。この案件につきましては意見がございますので、口頭で申し上げます。平泉商工会は最大限の努力をし、県商工会連合会に補助金の申請をし、そしてその残について町が補助すべきものであるという意見を付しております。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

これから請願第3号、平泉商工会館改修についての請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議 長（青木幸保君）

挙手多数。

したがって、請願第3号、平泉商工会館改修についての請願書は、採択と決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、千葉勝男議員。

8番、千葉勝男議員。

8 番（千葉勝男君）

それでは、閉会中の継続調査申し出を行います。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会運営委員会所掌事務にかかる調査について、（1）議会の活性化に関する事項について。以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長（青木幸保君）

ただいま議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第8、北上川治水・平泉バイパス調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長、石川章議員。

5番、石川章議員。

5 番（石川章君）

閉会中の継続調査申し出を行います。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、北上川治水・平泉バイパス事業について。よろしく願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

ただいま北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第9、国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査の申出書でございます

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産登録調査についてであります。よろしく願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 10、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、小松代智議員。

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出ます。記、1、事件、行財政の調査についてでございます。よろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま行財政調査特別委員長から会議規則第 74 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 11、承認第 2 号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

承認第 2 号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、補足説明させていただきます。

まず、議案書の 10 ページの裏をご覧ください。また、お手元に参考資料として条例の新旧対照表が配布されているかと思しますので、これに沿ってご説明いたします。

まずは新旧対照表で見ますと、第 4 条、出産育児一時金ですが、この額が 35 万円から 39 万円に改正されるということでございますし、第 7 条について、保健事業ですが、これは第 8 号で診療所という記述がされておりますが、これは歯科診療所が廃止になったということによって第 8 号がなくなりまして、第 9 号がその代わりに第 8 号として繰上がったということでございます。なお、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行という形での専決でございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。



議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第12、承認第3号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

承認第3号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をいたします。

議案書12ページの裏、それから参考資料の1ページの裏をお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、国民健康保険税の限度額の引上げに係る改正でありまして、第128条第2項では医療費分が50万円から51万円に、第3項では後期高齢者支援分が13万円から14万円に、第4項では介護納付金分が10万円から12万円にそれぞれ引上げようとするものでございます。第139条は限度額の引上げに伴う基礎課税額の引上げであり、減額後の限度額を128条の額と合わせるというものでございます。なお、国民健康保険税の限度額のトータルは73万円から77万円になり4万円の引上げとなります。

この条例は平成23年4月1日から施行するものであり、平成23年度以降の国保税について適用しようとするものでございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い専決処分を行ったものでございます。よろし

くご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第13、承認第4号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

承認第4号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をいたします。

議案書14ページの裏になりますし、参考資料2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、今般の東日本大震災により被災した納税者に対し緊急の対応としての措置を講ずるための改正でございます。平成23年度の町民税は、平成22年1月から12月までの所得により算出することになっており、その申告期限は3月15日までとなっております。今回の震災は3月11日に起こっており、所得税の確定申告期限がいまだに定まっていないことから、震災による所得税の雑損控除は平成22年及び平成23年の所得のどちらからか選択して控除できるというような震災特例法が制定されました。その震災特例法と整合を図るため、地方税法の一部が改正されたことによりまして、今回、町税条例を改正するものでございます。

附則の第28条は、雑損控除額等の特例でございまして、本来であれば、先程話しましたよう

に平成23年の所得から控除すべきものですが、選択により平成22年度の所得から控除できるという規定でございます。平成22年度の控除を選択した場合には、平成23年度からの控除はできないという旨の規定でございます。

附則の29条は、大震災により住宅借入金等の特別控除の適用を受けていた住宅について、居住できなくなった場合においてもその住宅に係る特別控除の残り期間については引続き控除ができるとするものでございます。

附則の第30条につきましては住宅用地の固定資産税の特例でございますが、災害等による家屋の滅失による適用期間は2年ですが、今回の申請特例法により適用期間が10年ということに延長されました。そのことによりまして、適用を受けようとするべき者が申告等について手続き等を定めようとするものでございます。

この条例の公布につきましては、平成23年4月27日から施行するものでございますが、附則第29条につきましては平成24年1月1日からの施行ということになります。地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する省令が平成23年4月27日に公布されたことに伴いまして専決処分を行ったものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第14、承認第5号、平成22年度平泉町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、承認第5号、平成22年度平泉町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

18ページの裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額で、また、補正額のみをもってご説明とさせていただきます。

初めに歳入でございます。2款地方譲与税244万1,000円、1項地方揮発油譲与税202万6,000円、2項自動車重量譲与税41万5,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金23万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金7万2,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金103万3,000円。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金92万9,000円。

9款地方交付税、1項地方交付税5,540万8,000円。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金4万円。

12款使用料及び手数料、1項使用料1,000円の減。

13款国庫支出金162万5,000円の減、2項国庫補助金159万2,000円の減、3項委託金3万3,000円の減。

14款県支出金287万3,000円の減、2項県補助金100万7,000円の減、3項委託金186万6,000円の減。

16款寄附金、1項寄附金13万4,000円。

19款諸収入、5項雑入60万6,000円の減。歳入合計補正額5,518万2,000円。

19ページの裏をご覧ください。

続きまして歳出でございます。2款総務費5,596万3,000円、1項総務管理費5,868万4,000円、これには財政調整基金積立金6,042万8,000円が含まれております。4項選挙費266万円の減、5項統計調査費6万1,000円の減。

3款民生費586万6,000円の減、1項社会福祉費333万1,000円の減、2項児童福祉費253万5,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費217万9,000円の減。

5款労働費、1項労働諸費24万円の減。

6款農林水産業費141万7,000円の減、1項農業費111万7,000円の減、2項林業費30万円の減。

7款商工費、1項商工費1万7,000円の減。

8款土木費111万9,000円の減、1項土木管理費23万1,000円の減、2項道路橋梁費761万3,000円の減、3項河川費39万7,000円の減、4項都市計画費712万2,000円、これには下水道事業特別会計繰出金826万6,000円が含まれております。

10款教育費224万3,000円の減、1項教育総務費30万3,000円の減、2項小学校費64万

1,000円の減、3項中学校費82万8,000円の減、4項幼稚園費71万2,000円の減、5項社会教育費37万1,000円、6項保健体育費13万円の減。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費1,500万円、これには測量設計委託料1,450万円が含まれております。

12款公債費、1項公債費270万円の減。歳出合計補正額5,518万2,000円。

続きまして、20ページの裏をご覧ください。

第2表、繰越明許費補正の追加でございます。10款教育費、1項教育総務費、学校図書充実事業150万7,000円、同じく10款5項社会教育費、図書館修繕事業73万5,000円。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業1,650万円。合計1,874万2,000円。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

それでは、ちょっとお尋ねいたします。

26ページの衛生費のところでございます。平泉町環境基本計画基礎調査業務委託料が55万6,000円という大きい減額になっておりますが、この減額になった理由についてご説明いただきたいです。それから、この衛生費のところと関連あるのでお尋ねしますが、毛越の公葬地の石の撤去、墓石撤去については、工事はいつぐらいになっているのか、それをお知らせいただきたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

ご質問のありました環境基本計画基礎調査業務委託料につきましての予算の減額ですが、これは委託業務を入札しましたところ入札減ということで予算が余ったということですね。入札減があつてこのぐらいの予算が余ったというところでございます。また、墓石の件ですが、これは平成23年度予算で予算計上しておりますが、これは現在調査を進めておりまして、秋以降という形で一応予定をしております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

いくらでも予算が少なくなっていくことは大変良いことだと思います。

それでは、毛越の公葬地の秋ぐらいということで決定でよろしいのでございますか。それか、実は地元の老人クラブがあそこを清掃するという事なので、できればお盆あたりとかお彼岸とか、そういうところに合わせて清掃をしてくださっていますので、その辺のところも大体予測で

きていれば地元の老人クラブの人たちも協力が大きいのではないかというふうに思いますが、いかがでございますか。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

ものがものだけに、なるべく安く効率的に処分できる場所を探さなければならないということではありましたが、いろいろとまだ手付かずでいましたので、これからの作業ということになればお盆はちょっと厳しいということで先程そうした秋以降という答弁をいたしました。いずれ地元の、例えば何らかの要請なりご協力も得られるということであれば、お盆前に間に合うかどうかという問題はちょっと疑問ですが、秋彼岸という部分のところには、もし地元からたつての要請があれば、協力が得られるということであればその部分については急ぎたいと思います。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

地元の老人クラブの協力というのは石の移動とかそういう危険なものではなくて、草刈りとかそういうことでございます。それで、減額にならないように、地震も余震もありますので、危険のないように、そしてきれいに撤去していただければなということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

まず1点目は22ページの裏ですね。教育費国庫補助金の中で、一番上の行ですけれども、安全・安心な学校づくり交付金が157万円減額になっていますが、これについての説明ですね、これが1点目。

それから2点目、26ページになりますが、先程、寺崎敏子議員も質問されていましたが、平泉町環境基本計画基礎調査業務委託料ということで減額になっているわけですが、これ、ちょっと内容的に、今非常に問題になっている環境というのは放射能も環境の中に入るわけですね。その放射能に関する項目が入っているのかどうか、もし入っていないければ追加しなければいけないのかなと思いますが、ちょっとタイミング的に、ここ大分終わっているとは思いますが、その辺の問題もやはり加味して、今年度予算で追加するにしても、やはり項目としては必要な項目ではないかというふうに思います。これが2点目。

3点目が28ページの裏、土木費の中での1目都市計画総務費の28節の繰出金、下水道事業特別会計繰出金ということで826万6,000円繰出ししてありますが、これは恐らく下水道事業の方に支出しているわけですから、今回の震災に関するあれですね、震災の調査委託料1,000万円ありま

すが、それと連動している項目なのかどうか、それを確認したいと思います。以上、3点です。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

それでは22ページの裏の中学校費補助金でございますが、これは中学校建設事業に係る校舎建設の交付金ですけれども、交付決定額が変更したということでの減でございます。平成22年度分でございますが、当初1,821万4,000円ございましたが、交付決定額が1,664万4,000円となったということによる減額ということでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

ご質問のあった放射能の対応というか、その項目について、平成22年度の基礎調査には入ってございませんでした。平成23年度の業務はもう既に業務を発注してございますが、一応考えとしましては、この放射能の対策という部分は盛り込まなければならないということでございます。ただ、これまで先進的な自治体の計画書等をちょっと確認しますが、恐らくあまり盛り込まれていないので、こういった形でどういうふうにするかはちょっと研究なり検討を要するかなということではありますが、いずれ何らかの形で、今後必要とされるものでありますので対応していきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

28ページの裏の土木費の都市計画費の都市計画総務費の中の繰出金826万6,000円、これは議員お話しのとおり、39ページで下水道の特別会計補正予算の専決処分を求める承認で説明する予定ですが、そこでの、ページ数で言いますと41ページの裏ですけれども、下水道施設災害復旧費、今回の震災に伴う下水道が大きく被災を受けているわけですが、その災害の調査費ということで連動するものでございます。以上です。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

ありがとうございます。

教育費のところ、もう少し詳しく確認しますが、交付金は減額なると、そうすると建物を安くつくるといった意味なのですか。この辺、建物の内容が変わっているのか、減額された場合。それと、その減額された分は町費で賄うような形になるのか、それとも今年度の予算の中にずれ込んだだけだとか、そういう何かその辺、どうなのでしょう、この金額が変わったことの説明としてはいろいろあると思うのです。その辺、お願いします。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

中学校建設の関係は平成21年度から始まりまして継続費で予算計上しております。その交付金につきましては3分の1という基本的な考えがあるのですが、補助対象、もしくは補助対象外、こういうのが出てきます。補助対象の工事費に対して3分の1ということですし、それから補助対象外につきましては起債が認められているということでございまして、今回の場合は経済対策で3分の1の交付金のほかにもう3分の1は経済対策でいただくことになっているわけですが、それはそのまま設計額で来るわけですが、交付金については設計額ではなくて工事の請負額の方で計算するというような細かい作業がございまして、それらの精査した結果、交付額が変更になったということにして、トータル的には起債も交付税還元もございまして、そう多く町費に負担がかかるということはないものというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

ちょっと今の説明よく分からないのですけれども、トータルで良ければ良いという発想ではなくて、何で157万円減額になったのか、その理由を聞いているのですよ。私3回目ですからね、これで、説明になっていないですよ、今の回答が。全然分からないですよ。もう一回ぐらい、今の質問繰返しですよ。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

それでは、ご理解いただけるようにということでございますけれども、当初申請していた申請額で内示をいただいていたわけです、このぐらい交付しますということでですね。それが3月時点で県の中間検査を受けて、その中で補助対象外が出てきたと、その分が出てきたのでその分が減額になるということでございます。交付金が減額になると、要するに当初、平成22年度分は補助の内示額が1,821万4,000円であったと、その中に補助対象外の経費が含まれていたということで、その部分を差引くと精算で1,664万4,000円になるという交付決定額の変更によるものでございまして、その分を補正で下ろしたという内容でございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

2回目の質問にやっと理解ができました。それでは何で補助対象外が出てきたということを経前に分からなかったのか、要するに見積もりミスなのか、それともその補助対象外のものを入れてしまって申請したのか、その辺ですよ、仕事の精度の問題ですよ、そうすると。どうなのか、正直に教えてくださいよ。どういうことなのか、補助対象外というのは、どういう項目



なのですか、そこら辺がちょっと説明不足です。そこをはっきり説明してくれば一回で分かるのですよ。そういうことですよ。

議長（青木幸保君）

それでは明快な答弁を。齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

学校建設の中で今回補助対象外だというふうに指摘されたのは外構工事の部分ですね。駐輪場、部室については本体工事の部分は、校舎の分は全て良いわけですがけれども、外構工事の部分については補助の対象外だというふうに、ちょっとその辺が県と町との間で認識が違っていたと、設計業者も含めてですけれども、その分がございました。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号、平成22年度平泉町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

---

議長（青木幸保君）

再開いたします。

日程第15、承認第6号、平成22年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

承認第6号、平成22年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて、補足説明いたします。

議案書の34ページ裏をご覧ください。

この第1表、歳入歳出予算補正、事業勘定でご説明いたします。なお、款項同額の場合、項の補正額でご説明いたします。

歳入、3款国庫支出金655万1,000円、1項国庫負担金650万3,000円、2項国庫補助金4万8,000円。

4款県支出金、1項県負担金59万5,000円。

11款諸収入、2項雑入12万9,000円の減。歳入合計701万7,000円。

歳出、2款保険給付費1,210万円、1項療養諸費780万円、2項高額療養費430万円。

8款保健事業費、1項保健事業費45万円の減。

10款基金積立金、1項基金積立金463万3,000円の減。歳出合計701万7,000円。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第6号、平成22年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第16、承認第7号、平成22年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書38ページでございます。

承認第7号、平成22年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

39ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。4款繰入金、1項他会計繰入金826万6,000円。

7款町債、1項町債140万円の減。歳入合計686万6,000円。

次に歳出でございます。1款下水道事業費、1項下水道事業費712万1,000円。

2款公債費、1項公債費25万5,000円の減。歳出合計686万6,000円。

40ページ、第2表、繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順にご説明いたします。1款下水道事業費、1項下水道事業費、事業名、下水道施設災害復旧費、金額1,000万円。

40ページの裏、第3表、地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明を申し上げます。起債の目的、公共下水道事業。限度額2,960万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号、平成22年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第17、議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

まずは議案書43ページに附則以降で説明がしてあるわけですが、提案理由のとおり、ここの改正につきましては東日本大震災に対処するための特別の特例措置が講じられたと、そのことによりまして附則をもって特例の措置を講ずるということで、特に第2条の以降でその国が定めた平成23年特別法の中でまずはその災害援護資金の貸付けにかかわる部分ですが、これが償還期間というものが10年とあるものを13年に、そして据置き期間に関しましては3年とあるものを6年に、特別の場合5年というふうになっておりますが、これが8年に、そして貸付利率でございますが、これが3%が1.5%にとするということでございますし、第2条の第2項につきましては、これは償還の部分については免除措置がありますということで、この法第13条第1項という部分が償還の免除規定でございますし、特別令の第14条第7項という部分につきましては、保証人は今回その貸付けの時には保証人は立てなくてもよろしいという規定でございます。いずれ、こうした特例措置が講じられたということでの附則を付けまして施行していくということでございます。いずれ、この施行に関しましては平成23年3月11日から適用ということでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

新旧対照表で平成23年特別令というふうにはこちらではなっているのですが、特別法が正しいのですか。2条の8行目ですか、平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」となっていますね。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

これは法律の段階は特別法という表記になっていまして、これを更に具体的に政令という形で更に施行の政令ということで、こちら側は特別令というふうに表記しているだけでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

これに対しての金額の上限が見当たらないのですが、どのぐらいの上限があるのでしょうか。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

災害援護資金につきまして、これは貸付けの限度額ですけれども、例えば被災した方の家屋の、例えば被災した部分に対しての貸付限度額ですが、例えば世帯主が療養1カ月以上の負傷がある場合、例えば当該負傷のみということであれば150万円とか、家財の3分の1以上の損害があった時は250万円、住居の半壊、全壊であればそれぞれで定めがしてありますし、世帯主が1カ月以上の負傷がしていないと、特にはという場合についてはそれがまた定めがありまして、これは先程申しましたよりも金額は少ない。例えば家財の3分の1以上の損害があった場合という部分については先程250万円でしたが、その場合は今回は150万円と少し額が安くなっております。いずれ、世帯主がどういう状況なのかということと家屋がどういう状態で被害を被っているかで格差は設けられております。いずれ、これは表として今ありますが、もし詳しく知りたいのであれば後ほど表でお示しいたします。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

今に関連してでございますが、教えていただきたいと。こういう特別の資金がありますよ、措置がありますよということ町民にはどのようにしてお話するのでしょうか。被害届を出した人たちに対してだけなのか町民全体にということなのか、どのようなお知らせ方法をお願いします。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

これに関しましては、今回、こうした形での条例案の改正という形になります。いずれはその定めによりまして告示でしか、条例改正ですので、そうした形にしておきますけれども、具体的には災害援護資金、町内では借受けをできる状況というのは、まだ詳細にまでは調査はしていませんが、大まかな形で現在把握している形ではこの資金を借受けできる方はほとんどいないのではないかというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

ほかにありますか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第18、議案第31号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書44ページでございます。

議案第31号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

この議案につきましては、平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させようとすることから、地方自治法の規定により議決を求めようとするものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

一般質問でもやったのですが、ちょっと時間がない関係で深く言わなかったような気がするのですが、町側の答弁ですね。例えば住所表記の変更、安易な変更は、住所が長いから変えてくれというのはだめだということをおっしゃいましたが、自治法の259条で郡の区域についてはそれぞれ県に申請すれば、県知事の権限ですから県議会の議決によって総務大臣に報告するということだけしか書いていないのですが、それらの附帯する事項と、もう調査済んだと思うのですが、

私の勘違いかもしれないのですが、前例があったかどうかも含めて教えていただけますか。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

初めに、郡の区域を改めてその郡を廃止しようとか新しく定めようとかという場合については、議員、今お話しのとおり地方自治法の259条の規定に出されております。ただ、これは県の判断によって県議会の議決をいただくとするもので、条項の中には市町村の申請を受けてというような表記は書かれておりませんので、あくまで県の判断で県の議会の議決ということになると思います。また、今までこちらで聞いていたのは、岩手県に対して市町村から嘆願書なり申請書が出された経緯が今まであるかということをお電話でお聞きしたところですが、そのような事実は今まではなかったというようなことは聞いておりました。以上です。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

当町では世界遺産になろうとしているのですが、申請に際しても正式名称は岩手県西磐井郡平泉町なのでしょうけれども、そういう世界的に見て住所表記というのは簡略しても差支えないと私は思うし、ましてや西磐井郡という意味が、今日的には明治11年につくられたこの郡制が大正12年にもう廃止されているのですよ。その後、そのまま慣行的に利用しているというか、法的には郡をやらなければだめだということはないけれども、県知事の承認で改廃ができるという廃藩置県の部分であるわけですね。配置分合の部分で郡の配置はできるとなっておりますので、町長、こちらで世界遺産の部分でご当地ナンバーの平泉ナンバーということもあるのですが、住所表記もそういう部分では整理されてはいかがですか。例えば県に働きかける意思があるかどうかをお聞かせ願います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

住所表記についてでございます。いずれ世界遺産になったからというふうなことではなく、その辺は別の議論になるのかなというふうに思っております。県内にもそれぞれ1郡1町というのが合併によりまして出ておりますし、それも岩手県だけではなく全国的なことになっているというふうなことございまして、当町だけということもどうなのかなと。確かに郡は一つですからなくして短くするというの考えは分からないわけでもないのですが、その辺を研究すること、あとは県内の状況等も同じような市町村もありますので、その辺は情報交換しながら今後進めてみたいというふうには思っています。以上です。

議長（青木幸保君）

進行してよろしいですか。ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

では進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議  
に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第19、議案第32号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協  
議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書45ページでございます。

議案第32号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決  
を求めることについての補足説明をさせていただきます。

この議案につきましても、平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を  
平成23年9月25日をもって岩手県自治会館管理組合から脱退させようとすることから、地方  
自治法の規定により議決を求めようとするものでございます。以上でございます。よろしくご審  
議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）



議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第20、議案第33号、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第33号、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、補足説明させていただきます。

最初に、皆様のお手元に配布していましたが、本日差替えをしてあると思いますが、現行及び改正後の部分が違ってしまっていて、訂正で皆様のお手元に配布なっていると思います。申し訳ございません。それで、その新旧対照表と議案書47ページをご覧ください説明を申し上げます。

まず、第7条、これは9月26日をもって一関市に編入する藤沢町の議員の数が減るということで議員定数34人から33人に改めるというものでございますし、第8条の第2項において議会における選挙の規定で公職選挙法での当選人の規定の部分についてを除くということのようです。あとは別表の第2、備考3中の第2項というものが第2号に改めるということでございます。いずれこの第2号は65歳から74歳で障害のある者は政令で定める、または広域連合に認定を受けた者は後期高齢者としての対応をするという部分ですので、これは単なる2項を2号に改めたという内容のようでございます。いずれ、そうした形でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第21、議案第34号、一関地区障害程度区分認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山保健センター所長。

保健センター所長（青山モト子君）

それでは、議案書48ページ、議案第34号、一関地区障害程度区分認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

本議案につきましても市町村合併に伴うもので、平成23年9月26日をもって一関市に編入する藤沢町を平成23年9月25日付けで同審査会から脱退させることの協議と、これに伴い同審査会共同設置規約の一部を変更することの協議につきまして、関係地方公共団体の議会の議決を必要とすることから今回提案するものです。

審査会規約の一部変更につきましては、参考資料の5ページの新旧対照表をご覧ください。

当審査会につきましては、構成が一関市及び平泉町になりますことから、第1条の一関市、平泉町及び藤沢町を一関市及び平泉町に改め、第4条第2項、第6条、第7条及び第9条第1項中から藤沢町長及び藤沢町を除こうとするものでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

これから議案第34号、一関地区障害程度区分認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長(青木幸保君)

日程第22、議案第35号、両磐地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び両磐地区広域市町村圏協議会規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長(稲葉幸子君)

議案書50ページをお開きください。

議案第35号、両磐地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び両磐地区広域市町村圏協議会規約の一部変更に関する協議についての補足説明をさせていただきます。

平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって両磐地区広域市町村圏協議会から脱退させること、併せて両磐地区広域市町村圏協議会規約を変更しようとするところから地方自治法の規定により議決をいたごうとするものでございます。

それでは、参考資料の6ページの裏をご覧ください。

議案第35号の参考資料、両磐地区広域市町村圏協議会規約の新旧対照表で説明をさせていただきます。

変更前の第3条は協議会を設ける市町が記載されておりますが、これから藤沢町を削ることにより第6条の組織においても委員2人とされておりますが、この2人の部分を削ろうとするものです。また、第8条は会長の職務代理者の規定になってございますが、この部分にあっては変更前の「会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の

職務を代行する」とことと規定されているところですが、アンダーライン部分の「会長があらかじめ指定した」の部分を削除しようとするものです。また、第13条については会議の運営についての規定でございますが、ここの部分の第1項の部分を削り、第14条の幹事会の規定にあっては、3項として「幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。」と新たに加えようとするものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、両磐地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び両磐地区広域市町村圏協議会規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第23、議案第36号、訴えの提起に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

51ページ、議案第36号、訴えの提起に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

町営上野台団地1号棟306号の入居者は、平成22年4月から住宅使用料金を滞納したことから、督促状、催告書を送付したにもかかわらず4月から10月までの住宅使用料金を納付せず、また、平成22年8月に実施した住宅外の自動火災報知設備の定期点検において、作動しないことが判明したことから住宅内の立入検査を行おうとしたが、入室を再三にわたり拒まれました。このため、町営住宅の明渡し請求を町営住宅等条例第32条第1項第2号、この場合は、家賃を

3カ月以上滞納した時は明渡し請求ができるという条項でございます。及び第5号、これは、入居者は町営住宅、または共同施設の使用について、必要な注意を払い正常な状態に置いて維持しなければならない、これら2号、5号の規定に基づき平成22年11月8日付け文書により、同年11月30日までの町営住宅明渡しを求める町営住宅明渡し請求書を送付いたしました。しかしながら、現在まで住宅使用料金、昨年4月から11月分までが住宅使用料金となりますし、11月30日の明渡しを求めていますので、12月以降から今までの分は町に損害を与えたということで、それは家賃という取扱いではなく損害賠償金というふうなことになりますが、ということで、いずれ昨年4月から現在まで住宅使用料金及び損害賠償金を納付せず、また、現在も住宅内の自動火災報知設備の点検にも応じておりません。以上のことから、健全に入居している他人の入居者との間に不公平が生じ、町にとって不利益であること、入居者の生命と財産を守らなければならない町の責務が果たせない、以上のことから今回、やむを得ず民事訴訟法の規定に基づき訴えの提起をしようとするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

家賃の滞納等ということですが、この入居者の方ですが、もし差支えなければ何歳ぐらいの方なのか、例えば高齢者で収入がなくて生活に困窮しているとか、いろんな状況あると思うのですよね。その辺が、例えば生活保護の申請を促すということがあるのかどうか、もう少し具体的に説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

個人情報等のこともありますのでお答えできる範囲でお答えしますが、入居されている方は家族が2名でございます。その2名とも心身ともに健康な方で仕事をしております。以上です。

議長（青木幸保君）

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

この方は町県民税等の税金は納めておるのでしょうか。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

平成22年度分の町県民税及び軽自動車税が未納となっております。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

8 番、千葉勝男議員。

8 番（千葉勝男君）

その関係ですが、普通だと保証人というような形もあろうかと思いますが、そこらあたりの保証人に支払わせようとしたとかしないとかというその辺はいかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

1 1月に明渡し請求書を送付する際に事前に連帯保証人の方に、8月以降でございますが、火災報知設備の点検に応じないという以降でございますが、その間に連帯保証人の方とお話をしまして明渡し請求をこのまま出すという話はいたしまして、それはご了解をいただいております。この請求書についても連帯保証人の2名の方と本人に通知しておりますし、今回、今度の6月議会ですけれども、このままですとこういうこととなりますという文書も連帯保証人の方には出してありますが、連帯保証人の1人の方についてはよろしくお願ひしたいというお話でございました。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

2 番、阿部正人議員。

2 番（阿部正人君）

今の方はお勤めはしているということなののでしょうか。勤めていればある一定認定されて給料差押さえとかというような、こういった柔らかい手続きができるかと思いますが、勤めているかどうか、その辺、個人情報、これは別に良いのですね。そのあたり、いかがでしょうか。よくやることなのですか、これ。給料差押さえ。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この方は先程も言いましたが、勤めている方でございます。それで、給料の差押さえ等につきましては確定してから、この議決を議会の方からいただいて裁判所に訴えを町で起こして、そして裁判の結果が出て裁判所がそういう執行するという流れになります。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

訴えの原因で長期にわたり滞納となっておりますが、長期というのは何年分ぐらいで、大体金額いくらぐらいになっているのか、その辺をちょっとお知らせ願ひます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

昨年の4月から現在までですので、うちの方で押さえています金額は、家賃と先程言った損害賠償金含めてですが、40万円ほどとなります。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

滞納が始まったのが4月、そして8月には保証人にも連絡したと。何カ月で保証人に連絡行くという大体のルールが決まっているのですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

一般的な流れをお話ししますと、まず督促状を1カ月の未納者、この方に発送いたします。それでも納付されなくて3カ月を超えますと催告書という形で文書を出します。その期間を過ぎても一切納付されないという場合は、その時に今度は保証人の方に納付依頼書ということで完納依頼書と、いずれ今までの家賃滞納分を納めてくださいということで連帯保証人の方に文書で差上げます。それでも納付されない場合は直接役場の方に来ていただいて、連帯保証人の方と当事者と役場と話し合いを持つと、そういう流れをしております。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

それで、保証人と話し合ったけれども本人に支払わせるという意思で、保証人の支払いは応じていないということですよ。そうすると、このケースは保証人制度の意味を成していないということではないですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

うちの方では、連帯保証人の方にも家賃収入、これを払うようにという話をしております。それでも、連帯保証人を含めた方が納めていないということですので裁判に訴えるということで、あとは裁判の方で連帯保証人を含めた形での判断が下されるというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

ほかにありますか。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

この方は電気代、水道代等は支払いしているのでしょうか。普通生活するには必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

電気代については、うちの方でちょっと把握しておりませんが、水道代、下水道については納めております。といいますのは、料金を納めなければ給水停止ということになりますので、それについては納めております。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

3番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

自分たちの生活に直結するものについては支払っているということで、支払い能力もあるのではないかというふうにも思いますが、ただ、住宅ですので、やはり共同生活をしていく上でそこも少しどのような状況になっているのかなど、周りの人との共同生活に支障も来ているのかどうか、その辺もちょっとお知らせいただきたいと思いますが。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

周りの方との交流等はよく存じ上げておりませんが、先程申しましたけれども、火災報知器の設備の点検、宅内に入らなければいけないわけですが、それを拒否すると。時間を合わせても来なかったり、あるいはチャイムを押しても出てこないというような形がずっと続いておりまして、実は玄関からバルコニーといいますか、外の外観から見ると大変散らかっているというような状況のようでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありますか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、訴えの提起に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。



したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩といたします。

---

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

---

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

日程第24、議案第37号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。  
本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書52ページでございます。

議案第37号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明に入る前に議案書の訂正をお願いいたします。53ページの裏の11款災害復旧費の4項  
その他公共施設災害復旧費とございますが、4項という記述を3項に訂正をお願いいたします。  
53ページの裏の11款災害復旧費の4項という記述が3項というふうに訂正になりますので、  
訂正をお願いいたします。

それでは、今回の補正につきましては、東日本大震災の復旧に係るものが主となっております。  
また、人件費分につきましては、人事異動に伴う組替えが主なものとなっております。

それでは、52ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきます  
が、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。1款町税、2項固定資産税4,200万円、現年課税分の増額でございます。

13款国庫支出金3億4,026万1,000円、1項国庫負担金3億3,786万1,000円、これには公共土木施設災害復旧事業負担金3億5,197万3,000円が含まれております。2項国庫補助金240万円、  
社会資本整備総合交付金でございます。

14款県支出金877万円、1項県負担金315万円、2項県補助金252万円、東日本大震災農業生産対策交付金でございます。3項委託金310万円、これには岩手県知事選挙及び岩手県議会議員  
選挙執行委託金310万円が含まれております。

16款寄附金、1項寄附金1,353万5,000円。

18款繰越金、1項繰越金5,174万7,000円、前年度からの繰越金でございます。

19款諸収入、5項雑入1,000円。

20款町債、1項町債2億2,680万円、これには公共土木施設災害復旧事業2億2,510万円が含まれております。歳入合計補正額6億8,311万4,000円。

53ページをお開きください。

次に、歳出でございます。1款議会費、1項議会費83万1,000円の減。

2款総務費8,999万円、1項総務管理費8,216万5,000円、これには財政調整基金積立金9,758万6,000円、被災地沿岸町村支援負担金179万9,000円、束稲土地改良区事務所沈下修正工事188万円が含まれております。また、地域活力推進費につきましては、財源を今回の震災に係る復旧工事に充てるため減額をしたところでございます。2項徴税費478万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費1万9,000円の減、4項選挙費316万3,000円、5項統計調査費10万8,000円の減。

3款民生費2,026万5,000円の減、1項社会福祉費210万2,000円、2項児童福祉費2,607万1,000円の減、これには子ども手当費1,411万2,000円が含まれております。3項災害救助費370万4,000円、これには災害弔慰金250万円が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費74万6,000円の減。

6款農林水産業費1,032万1,000円、1項農業費928万6,000円、これには東日本大震災農業生産対策事業補助金252万円の増額が含まれております。2項林業費103万5,000円。

7款商工費、1項商工費118万1,000円。

8款土木費73万4,000円の減、1項土木管理費493万7,000円の減、2項道路橋梁費99万3,000円、これには町道補修工事費511万2,000円が含まれております。3項河川費100万円、4項都市計画費478万9,000円、これには住宅リフォーム工事費助成金300万円が含まれております。5項住宅費257万9,000円の減。

9款消防費、1項消防費182万2,000円。

10款教育費309万1,000円、1項教育総務費403万円の減、2項小学校費239万1,000円、3項中学校費22万3,000円、4項幼稚園費527万9,000円、5項社会教育費76万2,000円の減、6項保健体育費1万円の減。

11款災害復旧費5億8,998万5,000円、1項土木施設災害復旧費5億7,979万9,000円、これには災害差定設計業務委託料2,088万7,000円、災害復旧工事費の単独分2,630万円、補助分5億1,500万円が含まれております。2項農林水産施設災害復旧費409万6,000円、これには農業施設災害復旧工事費、単独分として180万円、補助分といたしまして150万円が含まれております。3項その他公共施設災害復旧費609万円、これには長島体育館災害復旧工事費525万円が含まれております。

14款予備費、1項予備費930万円。歳出合計補正額6億8,311万4,000円。

次に、54ページでございます。

第2表、地方債補正の追加でございます。公共土木施設災害復旧事業については限度額2億2,510万円、農業用施設災害復旧事業については限度額170万円。起債の方法は、普通貸付、または証券発行とし、利率にあつては3%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行ったあとにおいては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることがで

きるとしようとするものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

54ページの裏です。歳入の固定資産税の補正4,200万円、当初予算では確かマイナス900万円ぐらいの前年比減額で当初予算を組んでおいて、第1回目の補正予算でいきなり4,200万円というような増額というようなこと、もう10%以上の補正が、当初予算より10%以上の増額になる予算を組んだと、補正になったということで、これらの原因は、何でこういうふうな金額にいきなり増えたのかということをお聞きしたいというのが1点、あとは60ページの裏の250万円の災害弔慰金の問題250万円なのですけれども、これ、もし生活保護世帯にこの弔慰金があった場合、所得の扱いはどういうふうになるのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

固定資産税の増額でございますが、当初予算を組む段階は昨年11月なわけですが、その時点におきまして償却資産について、今回の補正はほとんど償却資産の増額分でございます。昨年の予算組む段階におきまして前年度の見込み、あるいは経済状況を懸案しまして予算立てたわけですが、償却資産については1月中の申告ということで1月末時点での各企業の償却資産が確定します。その結果、4,000万円の、要するに今回お願いしました4,200万円の増額ということになったわけでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

災害弔慰金、生活保護世帯への対応はどうかということですが、一般的に災害弔慰金、一時所得として対応するということですので、もし生活保護世帯で必要以上の、要するに収入がオーバーしたという形になれば一旦生活保護費は打切られるということになるのかと思われま。ただし、継続して生活していく中でやはり足りなくなったということであれば再度申請してという形をテレビ等で報道しておりました。町としましては、県とまだ細かいところこれから対応は相談はしてありませんが、具体的なケースは実はないかと思われましますので、もしあればそういったケースになるのかなということでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

5番、石川章議員。

5 番（石川章君）

61ページの裏の3目の農業振興費の中で252万円ですか、東日本大震災農業生産対策事業補助金ということですが、具体的にどのような形で、どういう項目に対しての補助金なもので

ですか。

議長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

この東日本大震災農業生産対策事業補助金につきましては、これにつきましては岩手南農業協同組合の共同利用施設でございます片岡にあるカントリーエレベーターが被災したということに伴いまして、岩手南農業協同組合さんからも要請がございますけれども、この事業につきましてはこの東日本大震災農業生産対策事業交付金事業を活用して2分の1を国からの交付金で支出するというものでございます。その予算を今回、補助金として計上したところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

7番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

57ページにあります財産管理費の部分で188万円ほど東稲土地改良区事務所沈下修正工事に支出予定でございますが、この場所はまさに長島保育所を建てるその真下にある部分ですが、どのような状態なのか、お知らせ願えますか。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

東稲土地改良区の事務所がある部分ですが、正面玄関を入れて右側が事務所になっているのですが、その事務所側のところが地盤沈下を起こしまして、それに係る修理が今回必要ということで予算計上させていただいたところです。事務室内に入りますと地盤が沈下していることに伴いまして、歩いても斜めになっておりまして、ボールなどを置くと転がっていくような、そういうような傾きが見られております。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

どれほど傾いたのか、沈下がどの程度、何センチという部分であるのかということと、地盤の地割れ等は発生していないのかということをお聞かせ願えますか。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

実際は測定はしていないのですが、5センチぐらいかなというように、目算で見ますとそのくらいだと思います。亀裂等も玄関のあたりから地盤が沈下しているところまで続けて亀裂は生じております。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

被害はこの事務所だけなのだと思いますが、そうすると亀裂がそのほかにもこの地帯にはあるという調査はしているのでしょうか。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

周辺の亀裂まではこちらでは調査はしておりませんが、事務室に入って左側の会議が開ける研修室みたいなところがあるのですが、そちらの方の影響は全くございませんで、事務室のみにとどまっている状況でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

今の関連でございます。束稲土地改良区は、これは町有地なのですか。町有地でこれは束稲土地改良区には賃貸か何か契約しているのか、町有地でなければですよ、どうなのか。それと、これには沈下、この災害費用というのはいくらぐらい査定でかかって180万円を補助しようということなのか。それとちょっと飛びますが、カントリーエレベーターの分、さっき252万円と言いましたか、農業振興費、これについても農協の部分においてはこれにも補正額を、震災だと思いますが、これを補助しようということですが、これに関連して商工会の請願書は議会に出しましたが、これを議会の前に町長宛に恐らく商工会でも出していると思うのです。これらはやはり議会の請願を待たなければ予算を組めなかったのかどうか、そのあたりね、今団体等の補助というそのところについてちょっと疑問な点がありましたからお聞きしましたが、その点についてお答え願います。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

束稲土地改良区の土地、建物とも町有財産でございますので、貸付けをしているような状況です。なお、今回は見積もりをとった段階での予算計上となりますので、実際どのくらいかかるかはこれからの工事ということになりますので、実際工事が行われて大体的な見積もりで今回予算計上はさせていただきます。

議 長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

農業費関係の補助という話でございますけれども、先程、石川章議員の方にご説明しました252万円につきましては、いわゆるこれは国から県を経由してのトンネル補助でございます。国から県に交付金として入りまして、県から更に平泉町に補助金という形で入ってくるわけでございますけれども、これを市町村が予算措置して事業主体に補助するという形になってございます。という形での、いわゆる一方通行のトンネル補助という形でございますので、ご了承ください。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

商工会館の改修工事に伴う補助関係でございますが、商工会の会長と協議しました。その協議の中身につきましては、5月下旬から6月にかけて連合会からの補助金がいくらなるかという打ち合わせがあるので、それをもって、あとは自分たち、商工会単体でどのくらい予算が出せるかということと協議した上で町の方に補助金をどのくらいほしいということと申請するというところでございましたので、今回の6月議会には間に合わなかったということでございます。

議 長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

まず、束稲土地改良区の賃貸、これはよく賃貸料を調べればあれなのですが、単純にいくら土地改良区との契約になっているのか、年契約なのか一時契約なのか、その辺をお伺いしますし、それから議員さんで請願だったかな、農協の組合長の名前でいずれカントリーの件については要請書とか出ていましたね。これはあとで、これも加味して考えるのだろうと思うのですが、今、農林振興課長には通過型だということですが、これも要請書も含めた考え方というのはあるのかなのか、これは先走りかもしれませんが、そういうところをもう一度聞きたいし、それから商工会については今、観光商工課長が話したように時期に持ち越し、商工会連合会の補助、そういったものを見てということですが、それは金額というのはまだはっきりした予想というのはつかめないということですね。その辺を3人に質問します。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

賃貸料については、今手元に資料がございませんので、後ほどお知らせしてよろしいでしょうか。

議 長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

ただいま説明した中での東日本大震災にかかわる交付金以外の補助ということで捉えてよろしいでしょうか。それにつきましては、6月6日付けで町長宛に提出されてございます要請書の中で、確かにカントリーエレベーターの被災につきましての支援並びにその他JA等の施設、店舗等にも被害が生じたわけでございますけれども、それにつきましても支援措置をお願いしたいという内容の要請でございました。今回につきましては、当面交付金事業で対応できる、国の分から交付金をいただいて対応できるカントリーエレベーターにつきましての予算計上をさせていただいたところでございますし、その他の支援につきましては今後、構成している市町村、一関市もでございますので、一関市等の状況と財政当局との協議もしながら検討させていただいて、対応して参りたいというようなことで考えてございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

補助金の額につきましては、商工会の方から見積書をいただいております。今回の震災とは関係ない補修工事費も含まれておりますので、それらも考慮の上、補助額をこれから補助するかしないかは別にいたしましても検討させていただきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

賃貸料の資料についてはあとでということで審議を続けてよろしいですか。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

4点ほどお聞きしたいと思います。

第1点は、ページ数からいきますと57ページですね、最後の方に地域活力推進費というのがありまして、これは当初で691万2,000円、今度661万2,000円を減にして30万円だけ残したという、これどこかに項目が移ったのかどうかですね、何でこのように全部廃止になるのか、その辺のところ第1点。

それから二つ目は、さっきの災害救助費の60ページの裏ですね、災害弔慰金、これ私の条例見間違いか何か分かりませんが、死亡した場合において弔慰金として出すというような条例ではないかと、弔慰金とすればね、その内容どういうものか、平泉で亡くなった人があるのかですね。例えば世帯主が亡くなった場合は500万円とか、その次に大切な人が亡くなった場合250万円とかという、そういう決め方していますよね、条例で。ですから、どういう形で災害弔慰金というのが出されているのか、条例がどこにあるのかということをお聞きしたいというように思います。

それから66ページの裏の方ですが、社会教育総務費の19節負担金ですね、ユネスコ協会活動費補助金が当初40万円の部分が30万円減なのですね。10万円しか残らないという話になっているのですが、何でこのようになったのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから4番目は、これはちょっとこの予算を離れて放射線の関係ですが、調査の結果、かな

り、大きな数字か小さな数字がよく分かりませんが、いずれ587ベクレルというような話が出てきました。それで、平泉に酪農世帯が何世帯あって、頭数からすれば何頭搾乳されているのか、その辺のところですね。それから肥育牛の世帯数とこれも何頭という形を一つお知らせ願いたいと思います。あの日に会議をすぐ、町長はこれからすぐ会議だという話をしているようですが、その会議の結果について平泉としてはどういう対策を講じることになったのか、その辺のところをお聞きしておきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

私の方からは57ページの11目の地域活力推進費についてのご質問にお答えしたいと思います。今回、30万円ほど残して全て減額をしているところですが、地域活力推進費については地域課題事業に対応するようというところで、年度当初に地域活力推進費に予算を確保いたしまして道路事業や河川事業に事業を動かしていたところですが、今年度は大きな震災がございまして、それに財源を全て使いたいということで単純にここは減額という形にいたしました。地域課題については継続ということも考えた、今年度事業を実施しようということも考えたのですが、土木の方の災害査定に伴う工事が大きなウエイトを占めるということから、職員の体制等も整わないというような事実もございましたので、今回は減額をいたしまして、大震災の方の財源に充てるということで減額をいたしております。以上です。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

災害弔慰金に関する質問でしたが、まずはこの弔慰金に該当する、要するに死亡者は1名、当町でも陸前高田で被災をしております、世帯主ではなかったので250万円ということですが、いずれ災害弔慰金の支給に関する法律というものがありまして、それを受けて議案第30号で、今日も町の条例があります。それで今回、歳入の部分で国、県の補助がありまして、いずれ250万円を弔慰金の予算化ということに至ったものでございます。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

ユネスコ協会活動補助金でございますけれども、実は例年、平泉町のユネスコ協会には10万円の補助を行ってきたわけですが、予算編成時点で本年は東北ブロック大会を本町で開催するというところでございまして、それで30万円を増額して補助するということにしていたわけですが、この震災を受けて東北大会が中止になったということでございまして、この分を減額するというものでございます。以上です。

議長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。



農林振興課長（岩淵毅志君）

畜産農家、酪農関係でございます。まず酪農農家でございますけれども、3戸で確定数でございますけれども30頭未満でございます、約30頭でございます。それから肥育農家につきましては7戸で280頭から300頭以内というふうに把握してございます。それで、この10戸の農家につきましては県からの自粛要請を受けまして、当日、6月15日でございますけれども、文書を持参して説明をしたところでございます。

引続きでございますけれども、その自粛要請を受けまして、岩手県と岩手南農業協同組合が即その翌日の午後から畜産、酪農と肥育牛部会、それぞれの部会員を招集いたしまして、合同庁舎に呼びまして説明会を開いたという経緯がございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

総務企画課長、みんな災害にやったと言いながら30万円だけ残したのですね。これは補修工事費の工事請負費で200万円が170万円が30万円の工事請負費を残したというのはどういうことなのか、ちょっとしつこいようですが、それをお聞きしたいと思います。

弔慰金は、ちょっと私もなかったものだと思っていました。頭からないものだと思っていましたので失礼しました。1人ありましたね。

それからユネスコの関係は、教育長がユネスコの会長ですので何か遠慮して30万円ぐらい返上したのかなと思ったりなんかしたものですから、そういう誤解があったものですから遠慮深い人だなと思いましたが、そうでもなかったようですね。

それから対策の関係は、例えば私は新聞報道といいますか、情報が流れてきたのですが、ただお昼時間にもちょっと私の仲間でも言ったのですけれども、1カ所だけやって、そして出たぞというのは、そういう話というのはないのではないかと思うのですよね。やはり出たならそれをもうちょっとストックしておいて、ここに出たのだからあそこに出ないはずはないとか、あそこもどうだとか、やはり5～6カ所調べて、それをもって総トータルで発表すべきだと思うのです。1件だけ出て、ワッと会議だ会議だと騒げば騒ぐほど新聞沙汰になるわけですから、その辺のところをもうちょっと警戒しながら、それを出すなというのではなくて、数字を出すなということではなくて、出すのであればもうちょっと広範囲に調べて、6カ所なり10カ所なり平泉のあらゆるところを調べたら大体出てきたというような、そういう時にきちんと発表をするような体制を取らないと、どこか塩沢のどこかを調べたら出てきたというような、そういうような形のものとは良くないと思うのですが、町長いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

いずれ、この放射線については前にも答弁申し上げましたが、大変調査すれば、いずれ今、議員ご指摘のような話になるということは私も想像していたとおりでございまして、いずれその対

策についてそれぞれ県の方が今回調査したということですので、それをもって今度は町の方としてどう対策するかについては課長の方からまた答弁させますが、いずれこの問題は大変な数値が出るとやはり皆さん心配なされますし、その対策はどうなっているのだというふうなことで、その対策をやはり我々としては一緒に対応していかないと、どうしても数字だけが一人歩きするというふうな大変憂慮するというか、心配な部分でございます。その辺も国なり県なりというふうなのは、また再度同じようなお話になりますが、やはり広域的にしないと、近隣の市町村も含めてです。町だけの問題ではないというふうなことで、もう今回の数値は町を越えてといたしますか、もう相当の広範囲にわたっての部分が数値として出てきたものですから、いずれこれについては私どももきちんとそういうふうなところを捉えて、どう捉えるかという部分が私自身もまだちょっと不確定な部分がありますが、情報収集しながらその辺の対応をして参りたいというふうなことを考えております。

議長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

今回の調査につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、個々での調査方法もあったわけでございますけれども、特に自治体個々でやりますと関連する市町村等が複数にわたる可能性が多々出てきますので、これの調査につきましては、いずれ関係市町村も含めまして、関係機関も含めまして県が主体となって県の責任でもってやっていただきたいというふうなことで、この検査は全て県が実施しているものでございます。それで、今進めている調査の内容につきましては、県の牧草の自粛を解除するに向けての農林水産省と協議して策定したプログラムがございまして、このプログラムに従いまして進めているところでございます。いずれ、各市町村もサンプルを調査して黒になった結果を受けまして、その黒になった市町村につきましては、更に三つ程度のエリア分けができるということになってございます。それで、平泉町につきましては587デシベルの結果を受けまして、今日サンプル採取しているわけでございますけれども、北上川を挟みまして平泉側と長島の2エリアを設定してございます。それで、本日、長島側の一地点からサンプルを採取して、来週の月曜日が火曜日に結果が出ると思いますが、その結果に基づいて今後、更に黒判定が出れば、その採取したポイントを含めて更に2ポイントを採取地点として3カ所からそれぞれ隔週ごとにですね、飼料を採集いたしまして、その隔週ごとの飼料が、飼料判定が3週ぐらいある、3回連続して続いた場合には自粛を解除すると、自粛制限を解除するというような形の方向で解除に向けてのプログラムが決められてございますので、それに従っての対応をしているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

57ページの地域活力推進費の30万円残っている理由は、防犯灯の設置工事に係る費用ということで、災害に関係なくこちらは進めていきたいということで残しております。以上です。

議 長（青木幸保君）

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

防犯灯とはつい知らず質問してしまいました、先に言ってもらうと何事もなかったような気がしますけれども、今の放射線の関係ですね。私、今朝の岩手日報を見てびっくりしましたが、県が対応できないのだという、副町長も見たと思いますけれども、岩手日報にはそう書いてありましたね。この放射線の関係には対応できないのだということが岩手日報に大きく上がったのですよ。とすれば、さっきから県を頼り国を頼りという、頼る杖が細いのか太いのか分かりませんが、いずれ県を頼りだと言っていながら県は頼りにならないという話ですね。とすれば、どうすれば良いのかというのは、自ずからしかりだと思うのですが、やはり地元できちんと計って地元で対策を立てなければならぬということが結論だと思うのですよ。ですから、県を頼り県を頼りばかりではなくて、やはりもう自分で、なんか格好の良いことばかり言っているのですよね、エリアをどうかこうとか、何々をどうかこうのと。いずれ、もう計らなければだめだと、こう出てきた以上は詳細に計らざるを得ないのだというのが私はもう結論だと思うのですよ。ですから、町としてはそういう体制を取っていく必要があるのではないかと。線量計もしかり、買うのだとは言いながら2カ月以上かかるとすれば、ではどこから借りてこようかという話になるわけですから、全然借りられないわけではないと思うので、あるところにはいっぱいあるのだと思いますので、そういう体制の仕方をつくっていかないとだめなのではないかというような気がします、その辺の関係は副町長、いいですが、この間まで県におりましたので、県の対応がどうなっているのかというのは、無理にとは言いませんが、いずれ副町長がだめであれば町長に答弁をお願いしたいなど。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今の農林振興課長からお話したとおり、今それぞれのエリア分け、今回調査した分についてその後の今度は細分化して調査すると。それで一回、一番草を取ったということで、今度は二番草の部分での調査となりますので、それはある程度の期間を置かないと調査はできないというふうなところがございますので、遅いというのではなくて、その牧草についてはそれぞれの期間が必要だと、次の芽が出てくるまでの期間が必要だということで、そういうふうな調査体制で今後も引続き県の方がやるというふうなことでございますので、全く県が手を引いているとかやらないとかということではないと我々としては思っているといいますが、やっていただけるものというふうに思っております。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

そういうこともそうですが、今日の岩手日報の新聞をどのように町長は読んでいるかと、いわ

ゆる県は災害の関係だけで、とてもこっちの放射線の体制は取れないのだと大きく書いているのですね。ですから、その辺のところをどのように読んでいるのかということをお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

この件につきましては当町だけではなくて県内の市町村全域が同じようなことで今、憂慮しているところがございます。今回、町村会の方でそれについてはきちんと正式に県の方に要請するというふうなことで今、段取りをしているところがございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

統一見解を求めているのではなくて、現在に町長はどう考えているのかということをお聞きしたかったわけですが、答弁できないとすればやむを得ないのかなとは思いますが、ただ、いずれそのようにはっきり、もう岩手日報なんかでも大きく記事として上げているという自体がもう大変なことではないかと、こういう切羽詰まった段階に来ているのに県は対応できないのだとかというような、そういう線は私はかなりの問題だと思うのですよ。ですから、いつかの機会になんていうような話ではなくて、やはり即飛んでいって県のお尻を叩いて、やはり早めに対策をきちんと立てるといぐらいのことを町長はやるべきではないかと思いますが、いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

何度も申し上げますが、一自治体としての部分ではなくて、やはりもう少し大きい形での県への強い要望はして参りたいというふうに考えております。以上です。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

それでは、67ページの公民館費のところでございます。長島公民館駐車場補修工事というふうになっていますが、どのような補修なのかお知らせください。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

ここの31万5,000円につきましては、長島公民館の前に舗装した部分が陥没している部分がありまして、その部分とその西側の分の亀裂の入った分、あの辺一帯の整地並びに舗装工事ということになります。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

それから、もう一つお願いなのですが、その亀裂の部分だったら安心でございます。早くしていただきたいというふうに思います。それで、あそこの公民館を利用するのは昼間も多いのですが、夜の会合がかなり多いのではないかなというふうに思っております。それで、外に、先程、総務企画課長が防犯灯のために30万円残しているということでございましたので、あそこに防犯灯というのですか、明かりがないので夜の会合には非常にでこぼこがあって危険だというふうなことを話していますが、その30万円の防犯灯がそこに適用するのかどうかはちょっと別問題だとは思いますが、その辺はどのようにお考えなのか、早く付けていただきたいということでございます。

議 長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

前にもその話がありまして、すぐ現地調査しましたけれども、長島公民館の北側にあるのですが、切れていたということではなかったというのが一つですし、それから体育館の関係の夜の外灯ですか、外灯も実は壊れておりまして、それらも修復するのを別にとっておりましたので、それらも修復すれば夜間でも安全に通えるようなことになろうかというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

前にもと聞いていたのであれば、私も言った記憶があります。それで、なっていないということがありましたので、いつになったら付けていただけるのか、それを確約していただきたいのですけれども、できますでしょうか。

議 長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

その北側にあるものは直したはずだというふうに私、まだ見ていないのです、実は。その話でやっていたわけですが、もし直っていないとすれば早急にということになります。早急に直す。配線の方が切れたというような中身でございましたので、早速直すということでご了承いただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

7番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

60ページの子ども手当ですね、1,411万2,000円もマイナスになっていますが、この事情をお聞きしたいと思いますし、64ページの裏にあります消防施設費で備品購入費、これは防災行政無線、この地震によって多分こんなに128万7,000円という額になったのだと思うのですが、この

戸数とこの防犯システム、デジタル化の話も確かあったやに思っていますが、更改時期は何年を見ていたのかお知らせ願います。あとは69ページにあります保健体育施設災害復旧費、長島体育館災害復旧工事費の525万円、これは多分耐震に即するような工事ではないと思うのですが、今回の工事で耐震構造が変化するとか耐震の度数というか計数が上がるような工事になるのかお聞きします。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

子ども手当、今回減額をしているわけですが、当初1人2万円という形で予算計上していましたが、これが1万3,000円ということで7,000円減額で予算計上をしました。いずれ、対象者160何名おまして、その12カ月分ということでいきますと、こうした大幅な減額修正ということになりました。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

長島体育館の修繕工事は、基本的に基礎とそれから鉄骨スラブを取替えるということと外壁になりますので、基本的には耐震の強度が増すというふうには考えておらないと、従前に戻すというようなことになろうかと思えます。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

64ページの裏の消防費の備品購入費の防災無線の個数ですが、今回35台を購入するための予算措置となっております。また、デジタル化のことについては、デジタル化も検討はしたところですが、経費が大変多額に及ぶということなので、現在のところは現在使っている防災無線の体制でしばらくは運用していこうということで方針を決めているところです。以上です。

議 長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

子ども手当は減額の方だとすれば、そうすると防災無線ですが、相当な年数たっているということですね、20年はたっていると思うのですが、いつまで、原子力発電所ではないのですが、どこら辺まで持たせるのだという話になると思うのですが、そこら辺は壊れるまでという答えが聞こえそうな気がします、そこら辺、デジタル化だと高いからこのままで支障がないのかどうか、故障箇所とかそういう不備な部分はないかどうかお聞きします。

それと、長島体育館の関係ですが、あそこは耐震構造でなくても良いという、今の部分だともとに復するだけの工事というお答えですが、耐震構造でなくても良いという判断は何に基づいていますか。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

防災行政無線についてですけれども、現在のところ受信等については支障はございませんので、ただ、交換の時期にあってはもう少し親機等の購入単価等が安価になれば購入の目安になってくるのかというふうに思いますが、その状況は今後見ていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

ただいまの質問でございますけれども、大変申し訳ございませんが、その辺はちょっと承知してございません。いずれ、今までの、使用していたわけですから、その状態に戻すというような考えで進めてございます。なお、これから設計もするわけですが、設計委託も当然入っておりますが、その辺につきましては設計業者とも話をしながら、注意しながらやっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

防災無線ですが、バッテリーはどのぐらいなのか、今回はすっかり停電状態で使えない状態が発生したわけですが、今、携帯などのアンテナもバッテリーの増強等でそれらに対応すべく対策を取りつつあるのですが、これらの対策は取らなくてよいということでしょうか。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

今回の震災では大変長期にわたって停電が発生しまして、バッテリーについても電気が切れたというような状況でございました。防災無線については初動の対応ということが中心に現在作成されているようでございまして、バッテリーが持つ時間というのは8時間ぐらいというふうにされています。そのあたりも今後、検討課題だというふうに認識はしてございます。以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにありますか。

それでは、質疑が続いておりますけれども、ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

---

議長（青木幸保君）

再開いたします。

先程、2番、阿部正人議員の質問の中での資料提供の、賃借料ですか、土地改良区の、その資料が揃ったようですので、答弁いたさせます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

先程、阿部正人議員の方からご質問いただいた束稲土地改良区の事務所に係る賃借料でございますが、土地、建物合わせて3万1,350円となっております、年間3万1,350円でございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

これに関してですが、年間ですから3万、月でやると3,000円弱ですか。私は、土地改良区自身、これ財産管理では財産が町のものでありますから、大家さんですから当然全て大家さんが出すということですが、ちょっと災害の費用というのがいくら、さっき180万円前後ですが、これ全て全部そのぐらゐやはり出さなければならぬものなのかどうかということところがちょっと疑問、賃借料が安いものですか土地改良区としては少しこれらは出ないものなのかどうかということところがやはり、出ないというか、改良区にも呼びかけがどうか、その辺、いかがなものか。やはりまずいものかどうなのか、町として、いやそれは全部町として出すのだということなのか、その辺の被害額を見込んだ部分でどのような考え方をしていくのかということ、他の部分にも多少なりとも影響するのかなと、活気づけさせるのかなという、その辺どうなのかなと。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

町が所有している財産でございますので、その建物に係る費用については町の方で支出すべきものというふうに考えておまして、今回、予算の計上をさせていただいたところでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございますか。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

最初は63ページの一番上の道路維持費のところの町道補修工事費が511万2,000円計上してあります。これは補正で追加されているわけですね。なおかつ、後ろの方の69ページでは災害復旧工事費として道路関係、土木関係計上しているわけですが、この後ろの方は分かりますね、災害ですからね。前の方の町道補修工事費、主な内容を教えてください。これ災害復旧とはまるっきり関係ないと思うのですけれども、主なものを教えていただきたい。

それから次が学校関係ですね。学校関係で長島小学校環境整備費118万円計上してありますが、これ前、長島保育所を長島小学校の運動場に持っていったら良いのではないかという提案した時



にできない理由として、石垣が壊れそうだとか壊れたとかと話があって、そこには持っていけないよという話もあったようですが、その辺のことが関係しているのかどうか、これも具体的に教えてください。

それから午前中、中学校の駐輪場と部室の件で予算が減額になったということですが、それは今回の補正には反映されないのか、それから今後の補正の中で出てくるのかどうか、その差額の方ですね、その辺を聞きます。

学校関係ちょっと予算がないのですけれども、先程来放射能の話が出ていましたので、学校の方、教育委員会としてその放射能についてどういうふうに子供たちに害を与えないようにするにはどうする方向でいるのか、予算措置をしなくてもいいのかどうかですね、何か必要なものがあればやはり買うとか何かしなければいけないわけですから、もう今週、来週ぐらいには地区の中総体がありますね、一関でね。子供たち今、中学生は特に運動場で朝から晩までやっています。本当に大丈夫なのかどうか、ちょっと疑った見方をすると放射能の中で運動しているのではないかと、そんな、ちょっとオーバーかもしれないけれども心配もしているわけですよ。その辺は教育委員会として大丈夫なのかどうかということも併せてお答え願いたいと思います。

それから、もう1点は一番最後の予備費ですね。予備費というのはこんなにたくさん計上するものなのですか。普通予備費というのは何か緊急に必要だとか、100万円とか200万円ぐらいが一般的な話だと思うのですよ。69ページの裏、一番最後ですね。1,430万円計上しているわけですね、今回930万円増額して。何に使うのか、何を使う予定で予備費として計上したのか、この辺ちょっと説明お願いします。以上です。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、68ページの土木施設災害復旧費の中の工事請負費、69ページになりますが、ここで言いますと災害復旧費、単独分と補助分とありますが、まず補助分というのは、補助の災害の対象となるのが1カ所当たり60万円以上というのがありまして、まずこれは60万円以上の災害というふうに捉えていただきたいと思います。そして、その上の単独費については、今回、激甚災害という指定を受けましたので起債の対象となる小災害というのがありまして、それが30万円以上60万円未満というのがあります。それから外れた部分を先程議員からご指摘のありました63ページの道路維持費、ここで対応したいということで今回、総務課の地域活力推進費の方からその分の起債にも補助の対象にもならない軽微な災害、これをこの予算をもって充てて復旧したいということで計上をしていただきました。主な場所は町内全域というふうに、大変申し訳ないのですが、補助災害と起債の対象の場所、とりあえずは補助災害については押さえていますけれども七十何カ所、あと起債の対象というの70カ所というふうに押さえています、それ以外ということで町内全域に及ぶと思います。そういうことでお願いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

長島小学校の補修工事でございますけれども、これにつきましては長島小学校の校庭の東側にある石積みでございます。その石積みははらんでおりまして、崩れそうになっておりまして、地震によるものでございますけれども、これを今、子供たちが入れないようにはしておるわけですが、これはやはり危険だということで一回その石積みを撤去して、再度積み上げるというような工事を行うということでございます。約12メートル50ぐらいの延長ということになってございます。

それから、もう一つありました、平泉中学校の関係でございますけれども、先程専決で補正させていただきました百五十何万につきましては平成22年度分ということで、それは減額になったということでございまして、平成23年度、最終年度になりますけれども、これにつきましては申請はこれからでございまして、補助金の申請がこれからでございまして、これにつきましては継続費で予算はいただいておりますけれども、結果として継続費の補正が出てくる可能性が十分にあるというふうに考えております。

それから、もう一つ、学校関係の放射能に対する考え方でございますけれども、いずれこういう状況でございますので大変不安になっている父兄もございまして、対応はしていかなければならないとは考えるところでございますけれども、当面、近隣市町村なり県で表している数値であれば屋外活動の停止をかける基準まではまだまだ達していないというような状況で安全だというふうに言われておりまして、それはそれとして、ただ、対応としては、そうは言っても外で活動した場合には、うがい、それから手洗いの励行、それから中に入る場合には靴の泥を払って入るとか、そういうようなことで、これは緊急にですけれども、校長等会議を開きまして、そういう対策と申しますか、現在できる範囲での対応をしていくようにということで申し合わせを行ったところでございます。いずれ、計量器も購入する方向でございますので、それらを活用しながら安全を確認していきたいと、これからどういうふうに変化していくのかはまだこれから分からないわけですが、いずれそのような対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

69ページ裏の予備費の補正額についてでございますが、当初予算で500万円を予算措置したところでございましたが、この度の沿岸被災地への見舞金ということで340万円を支出いたしましたので現在は160万円ぐらいの残となっているところです。今回、930万円というような多額の補正をした理由といたしましては、今回の震災に伴って大変地盤が緩んでおりまして、併せてここ数年は降雨量も大変多くなっております。土砂災害等の危険もありますし、余震がたびたびまだ続いておりますので余震に対応するため、あとは病害虫の発生等がされた時も、以上のようなことがされた時は予備費の対応というふうに考えているところでございまして、このような震災等の背景を受けて今回予備費については少し多めに補正をさせていただいたところでございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

まず学校関係の件ですが、実際計測もしているわけではなくてですよ、何で保護者、お母さんたちが騒ぐかというのはやはり心配なのですよね。それで、デモがあった次の日、東京都はもう即やりましたね、都内100カ所で計測するというの。その結果がもうホームページで出てくるわけですよ。そうすると、デモのあった2日後にはもう分かるのですよね。そうすると安心するのですよ。もしかして数値が高ければそれに対する対策というのが打てるのですよ。ところが、平泉町は牧草とかの数値は出ているけれども、実際生活している場での値というのは分からないでしょう、分かっているのだったら教えてください。多分分からない、私は分かりません。分かっていると言わないのかもしれないけれども、私は分かりません。そうした場合、非常に、低ければ良いのですけれども、問題ないのですけれども、高い可能性もあるし実際どうなのかなというのが正直な保護者の方たちの考えでもあるし、私もそういう心配をしているわけですよ。そうした場合、もう本当に補正予算だからそういった計器を買うとか何とかの予算計上をしても良いのではないですか。それこそ予備費930万円も計上しているのだから、その中からドンと使っても良いのではないですか、子供たちの安全のためだもの。町民はそんなことには文句は言いませんよ、お金いくら使っても良いよ、子供の安全のためだったら。特に15歳以下と言いましたけれども、保育所、幼稚園、もう小さい子、それと妊婦さんですね、その辺が一番心配なのですよ。私らの年齢はあまり気にしなくても良いです。本当に若い、小さい子たち、だからそのために教育委員会として何をするかをもう一回聞かせてください。お願いします。

議 長（青木幸保君）

南館教育長。

教育長（南館廣太郎君）

いろいろご心配をかけて申し訳なく思います。教育委員会としましては、できる範囲で今、手を打ってございます。一つは前回も町長が申し上げましたように、測定器は買う方向で考えているということで、これはもう即そのようになると思います。それから測定につきましても、今しかるべき法人の方から機械を借りてすぐ図るということで今作業を進めております。したがって、近々それらがみんな実現すると思いますので、もうちょっと猶予をいただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

是非そういう前向きな答弁があったら即行動に移していただきたい。答弁だけでまた3カ月なんか済んでいたらもうとんでもない話ですからね。そのための予備費ですよ、町長。いいですか、930万円も予備費計上した、それは何のためか、町民の生命、財産を守るためなのです。我々基礎自治体はまずそこが大事なのです。目先を町民に向けていかないと、行政をしていかないと、それこそ町民からそっぽを向かれる役場になりますよ。町長、ちょっと一言お願いします。以上

で質問終わります。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

議員ご指摘のおっしゃるとおりだというふうに私も思っています。いずれ、何度もお話をしておりますが、子供はじめ、やはり町民の生命、財産を守るという大きな使命が私にはあります。そういうふうな意味では、先程教育長も答弁申し上げましたが、その方向で今検討しているところでございます。いずれ、生命第一というふうな形で今後も進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

先程7番、佐々木雄一議員さんが質問したところを、もう一度繰返しになるかと思いますが、57ページの束稲土地改良区の事務所の沈下という修正工事が入っているということですが、この事務所沈下修正というのはどういう工事を進めるのでございますか。地盤沈下とは違うのでございますか。その辺をお願いしたいのですが。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

まずは工事の明細を聞いているところでは、まず水平調査を行いまして、どのくらい傾いているのかを調べまして、そのあと基礎の部分のコンクリートの部分が亀裂等が生じておりますので、そこを補強いたしまして、地盤の中に杭みたいな、鉄骨みたいなものを入れて建物全体を持ち上げて水平にして固定をするというような工事になるようでございます。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

実はこの土地のところについては保育所建設と関連があるということだと思っております。というのは、私も一般質問でお伺いしたところでございますが、私たちがやっていくまでにはこういう沈下はないと、あそこの地山は大丈夫、安全であるというふうなずっと進んできたわけですね。ここに来てこの修理があって、その地盤に杭を打って傾けるといふことになるのと、またその子供たちの安全性から言うといかがなものかと。そして、繰返しますが、公民館の駐車場も地盤沈下しているところを修復します。何も修復しますと、長島体育館も。それで今、町長が命、安全、子供たちの生命、安全をということをおっしゃっていますけれども、これだけ危険性が高いところについて、そのあつ場所で行くというふうなところになるのか、まだ決定ではないでしょうけれども、その子供たちの安全性、職員が負ぶって、両手をつないで、万が一があった時にどのように職員が対応するのか、そういうふうなところも含めて、町長はこれだけ危険性の

高いところの保育所建設についても一度伺いたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今回の束稲土地改良区の事務所については、地山に建設したという場所ではございません。議員ご承知かと思いますが、左側の方が山になっておりまして、それを削って事務所側の方に盛り土したということで、その境目で盛り土部分が今回下がったということで、盛り土も相当高い盛り土ではないということなので5センチ程度の沈下で済んだというようなことなので、今回、長島保育所については地山に建設するということですので、ゲートボール場のひび割れと同じような形でご理解願えればというふうに思います。いずれ、地山に建設した部分については束稲土地改良区の会議室の方はもう全然変化ございませんので、その辺については安全だということなので、更に加えれば繰返しになりますが、今回の長島保育所については地山に建設するということですので、その辺の安全は十分確保されるものというふうに思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

周りがほとんど、私も繰返します。しつこいかもしれませんが、周りがそれほど亀裂が入って安全が確保、私はできないのではないかと、本当に周りがある、その部分だけは大丈夫ですよと、これ本当であれば、普通はその部分は危険区域で、建っているものはしょうがないですよ。これから建てるということになったら危険区域にあえて建てることになるわけですよ。それで本当に子供たちの生命やなんかが守れるのですか。その辺のところをもう一度お願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

議員もですが、皆さんと共に今回の被災現場を見ていただいて一番分かるのは、盛り土したところが亀裂、道路も含めて亀裂なっているところはほとんど盛り土でございます。ですので、地山が亀裂になったというところはほぼないというふうに私も、全部現地を見ているわけではございませんが、何力所か見ている現場では盛り土の部分が亀裂を生じているというふうなことでございまして、今お話のありました危険区域というふうなことではなく、そのそれぞれの盛り土、切り土の境目に亀裂が入った、もしくは盛り土しているところの部分が亀裂入ったというふうに私どもはそういうふうに承知しております。ですので、危険区域というふうな捉え方ではないというふうに考えておりまして、繰返しますが、いずれ長島保育所の建設については地山というふうなところに建設するということですので、安全というふうなことで今後も引き続き進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにごいませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第25、議案第38号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

では72ページ、議案第38号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

72ページ裏の第1表、歳入歳出予算補正でご説明いたします。款項同額の場合、項の補正額でご説明いたします。

歳入、10款繰越金、1項繰越金2,892万6,000円。歳入合計2,892万6,000円。

歳出、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等1,529万3,000円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等17万1,000円。

10款基金積立金、1項基金積立金1,346万2,000円。歳出合計2,892万6,000円。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第26、議案第39号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の75ページをお開き願います。

議案第39号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

75ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額の場合は項の補正額でご説明申し上げます。

歳入、3款繰入金、1項基金繰入金122万円の増でございます。

4款繰越金、1項繰越金90万5,000円の増でございます。歳入合計212万5,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費212万5,000円の増でございます。歳出合計212万5,000円の増でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第27、議案第40号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書78ページでございます。

議案第40号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

それでは78ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金1億2,369万2,000円。

4款繰入金、1項他会計繰入金160万5,000円。

5款繰越金、1項繰越金248万3,000円。

7款町債、1項町債7,440万円。歳入合計2億218万円。

次に歳出でございます。1款下水道事業費、1項下水道事業費2億218万円。歳出合計2億218万円。

79ページ、第2表、地方債補正でございます。起債の目的、下水道施設災害復旧事業、限度額7,440万円、起債の方法、普通貸付け、または証券発行でございます。次に利率でございます。

3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。償還の方法について、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期



間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができる。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

78ページの裏になりますが、歳入のところですね。町債、今回は7,440万円の町債を発行してトータル1億6,530万円という予算、これ町債ですよ、1億6,530万円。そうしますと、過去この下水道に関しては町債の累計はどのぐらいになりますか、トータル、現在残っている町債の残存高。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

下水道に関する残高ですが、24億2,900万円ほどになります。プラス今回の借入れ1億6,000万円ほど入るとのことでございます。ですから、25億9,000万円ほどになります。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

今回、こういった災害ですから、ある程度補修しなければいけないのでやむを得ない部分はあるのでしょうけれども、町債の残存高が25億円ということは規模的にはかなり大きいような気がしますけれども、私の勘違いでしょうか。どうなのでしょう、その辺。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

いずれ、下水道のこの経営については、いずれ全国的な問題になっております。特に地方においては人口が今後減り続けるという状況下で、この下水道事業の財政負担等が市町村の財政難、これは小さな市町村は特にですけれども、これは県でも同じでございます。いずれこれは今後、下水道、実は下水道だけではなく水道等についても人口が減ることが大きな要因で、今後経営が大変になるだろうというふうに国の方で言っております。今回の災害復旧に伴う補正でございますけれども、災害ということで現在のところ補助については3分の2、補助残については起債の対象でなると、そしてそれについては90%弱の交付金が出るだろうと、これはあくまでも今までの前例を見るとそういうふうな財源の措置がされるという状況でございます。今後については、まだ国の方で方針が確定しておりませんので、とりあえずは現在の定率の補助率なり起債の充当率で計上しているという状況でございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

今回の9割は補助が出そうだという話ですけれども、今までの24億何がしは、これも補助は出ているのですか。出ていて起債しているというふうに理解していいのでしょうか。それと、この町債を減らす方法というのは何かあるのですか、どうなのでしょう、その辺をお伺いします。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

下水道事業につきましては、今まで全て補助事業でやっているということでございまして、補助事業の残について町の持ち出しでやっていると。その町の持ち出し分について起債を借りてやっているという状況でございまして、その起債について資本費平準化債という毎年同じような金額を償還していくという、経営的な安定を図る目的でその起債の額に応じて資本費平準化債というのを借換えをして、そういう経営の安定を図っているという、そういう起債も活用しておるとい状況でございまして。

議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

そうしますと、これがゼロになるということはないのですか、どうなのでしょう。その辺ね、借金するのはお金持ちだという話をよく聞きますから良いことなのかもしれませんが、何となく借金持っているとあまり気持ちの良い話でもないし、将来的にどうするつもりなのか、どうなるのか、国政との絡みもあるのか、ありそうな気はしますけれども、町としてはどういふ方法があるのでしょうか。特にあるのでしょうか。お願いします。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

平泉町の下水道については、まだ現在、計画の面積まで拡張していないという状況でございまして、毎年のように少しずつですけれども、下水道の本管を布設をしているという状況なので、それまでは残念ながらこの起債の額は増え続けるだろうというふうに思っております。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第28、議案第41号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書83ページでございます。

議案第41号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

83ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金138万7,000円。

4款繰越金、1項繰越金155万8,000円。

5款町債、1項町債610万円。

6款県支出金、1項県負担金350万円。歳入合計1,254万5,000円。

次に歳出でございます。1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費1,254万5,000円。歳出合計1,254万5,000円。

84ページ、第2表、地方債補正でございます。起債の目的、農業集落排水施設災害復旧事業、限度額610万円、起債の方法、普通貸付、または証券発行、利率3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができる。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

これから議案第41号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長(青木幸保君)

日程第29、議案第42号、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

それでは、議案書86ページでございます。

議案第42号、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

86ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。5款繰越金、1項繰越金484万8,000円。歳入合計484万8,000円。

次に歳出でございます。1款水道事業費484万8,000円、1項水道管理費184万8,000円、2項営繕費300万円。歳出合計484万8,000円。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長(青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

(「進行」の声あり)

議 長(青木幸保君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

これから議案第42号、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長(青木幸保君)

日程第30、議案第43号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

それでは、議案書88ページでございます。

議案第43号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

それでは89ページをお開きいただきます。

平成23年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、最初に収益的収入及び支出でございます。款項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

初めに収入でございます。1款水道事業収益、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金7,000円。収入合計7,000円。

次に支出でございます。1款水道事業費用7,000円、1項営業費用7,000円、2目配水及び給水費63万6,000円の減、2目総係費64万3,000円。支出合計7,000円。

89ページの裏でございます。

資本的収入及び支出でございます。収入の部からお話しします。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債400万円。収入合計400万円。

次に支出の部でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、2目設備改良事業費400万円。支出合計400万円。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長(青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

これから議案第43号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長(青木幸保君)

日程第31、議案第44号、一関地区広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一関地区広域行政組合規約の一部変更に関する協議について及び日程第32、議案第45号、岩手県南第一地域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県南第一地域視聴覚教育協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長(菅原正義君)

それでは、追加議案2件についてご説明申し上げます。

議案書その2の1ページをお開き願います。

議案第44号、一関地区広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一関地区広域行政組合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

提案理由でございますが、平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって一関地区広域行政組合から脱退させることにより、一関地区広域行政組合規約の一部を変更するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

議案第45号、岩手県南第一地域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県南第一地域視聴覚教育協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県南第一地域視聴覚教育協議会から脱退させることにより、岩手県南第一地域視聴覚教育協議会規約について、所要の整備を図ろうとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま町長から説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

議案第44号、一関地区広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一関地区広域行政組合規約の一部変更に関する協議について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第44号、一関地区広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一関地区広域行政組合規約の一部変更に関する協議について、補足説明いたします。

皆様のお手元に新旧対照表が配布なっていると思いますが、それをご覧になっていただきたいと思っております。

まずは、これは先程町長が提案理由説明申し上げましたとおり、藤沢町が一関市と合併するところでのこの広域行政組合の議員、いずれ藤沢町にかかわる記述の部分に変更になったということで、第2条、これが「一関市、平泉町及び藤沢町」が「一関市及び平泉町」というふうに変更になりました。第5条第1号中の「一関市14人」というのが藤沢町の分の議員2人が加わって16人ということですし、平泉町は同じく2人、藤沢町は削除ということになります。第12条第3項中藤沢町長を削るということでございますし、別表、備考1中の川崎村の次に、「並びに平成23年9月25日における藤沢町」を加えるということでございます。この規約は平成23年9月26日から施行するということでございますし、分担金、負担金は平成23年度は従前の例によるということでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、一関地区広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一関地区広域行政組合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、岩手県南第一地域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県南第一地域視聴覚教育協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、担当課長の補足説明を求めます。

齋藤教育次長。

教育次長(齋藤清壽君)

それでは、議案第45号、岩手県南第一地域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県南第一地域視聴覚教育協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、先程提案理由でも申し上げましたとおり一関市と藤沢町の合併によるものでございます。規約の第3条でございまして、藤沢町を削るということとでございます。なお、附則としてこの規約は平成23年9月26日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

これから議案第45号、岩手県南第一地域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県南第一地域視聴覚教育協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(青木幸保君)

挙手全員です。



したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第33、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、お手元に配布の今野利美君を推薦したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、今野利美君を推薦することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

以上で本定例会に付託された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成23年第2回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後3時13分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青木幸保

署名議員 阿部幸一

同 佐藤孝悟